

身体的拘束最小化のための指針



埼玉医科大学病院

【用語の定義】

身体拘束：患者の行動の自由を制限すること（薬剤による鎮静、スピーチロック等を含む）。

身体的拘束：抑制帯等、患者の身体または衣服に触れる何らかの器具を使用して、一時的に当該患者の身体を拘束し、その運動を抑制する行動を制限すること。

1. 身体的拘束の最小化に関する基本的な考え方

身体的拘束は患者の権利である自由を制限するのみならず、身体的・精神的に弊害を伴う。したがって、身体的拘束を行わないことが原則である。

埼玉医科大学病院（以下「当院」という。）では、患者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束を安易に正当化することなく、スタッフ一人ひとりがその身体的・精神的弊害を理解し、身体的拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束をしない医療・看護の提供に努める。

2. 基本方針

【身体的拘束の原則禁止】

当院では、患者または他の患者等の生命または身体を保護するために、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならない。

【緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合】

（1）要件

患者または他の患者等の生命または身体を保護するための措置として、次の「3要件」を全て満たした場合に限り、必要最小限の身体的拘束を行うことができる。

『切迫性』：患者または他の患者の生命または身体が危険にさらされている可能性が著しく高いこと。

『非代替性』：身体的拘束を行う以外に切迫性を除く方法がないこと。

『一時性』：身体的拘束が一時的なものであること。

（2）説明と同意

上記「3要件」については医師・看護師を含む多職種で検討し、医師の指示のもと患者・家族等への説明と同意を得て、行うことを原則とする。

（3）身体的拘束最小化に取り組む姿勢

- ① 患者等が問題行動に至った経緯をアセスメントし、問題行動の背景を理解する。
- ② 身体的拘束をすぐに行う必要性について、医師を含む複数名で評価し、身体的拘束を最小限にする対応を検討する。
- ③ 多職種によるカンファレンスを実施し、身体的拘束の必要性や患者に適した用具であるか等を評価する。
- ④ 身体的拘束は一時的に行うものであり、期間を定めてアセスメントを行い、身体的拘束解除に向けて取り組む。

（4）身体的拘束には該当しない患者の行動の制限

① 薬剤による行動の制限

薬剤の使用に際しては、患者・家族等に十分な説明を行い、同意を得て使用する。

（ア）鎮静を目的とした薬物の適正使用

生命維持装置装着中や検査時等、薬剤による鎮静を行う場合は鎮静薬の必要性と効果を評

価し、必要な深度を超えないよう、適正量の薬剤を使用する。行動を落ち着かせるために向精神薬等を使用する場合は、患者に不利益が生じない量を使用する。

各診療科において対応困難な症例に対しては、緩和ケアチームに相談、時間外の場合は神経精神科・心療内科へコンサルトし、薬剤適正使用の相談を行い、協働して対応する。

(イ) 睡眠薬の適正使用

睡眠薬は、埼玉医科大学病院睡眠薬適正使用マニュアルの「4. 不眠症の治療アルゴリズム」

(※)に基づき使用の適否を判断したうえで、埼玉医科大学病院睡眠薬フォーミュラリーの推奨薬の中から選択する等、適正に使用する。

(※電子カルテ「関連サイトリンク」→「薬剤部サイト」内にある)

② 患者の身体または衣服に触れない用具による行動の制限

患者の自由な行動を制限することを意図した使用は最小限とする。身体または衣服に触れない用具とは、離床センサー、四点柵をいう。

③ スピーチロック（言葉による拘束）による行動の制限

「ダメ」「してはいけない」等の言葉で患者の行動を制止することをいう。これら「スピーチロック」を減らす視点を持つ。

3. 身体的拘束最小化のための体制

院内に身体的拘束最小化対策に関わる「身体的拘束最小化チーム」を設置する。また、各部署に部署担当者を配置する。

(1) 身体的拘束最小化チーム

医師、看護師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、事務員をもって構成する。

【チームの役割・活動内容】

- ① 指針の作成および定期的な見直し
- ② 指針の職員への周知および活用
- ③ 職員への定期的な研修の実施
- ④ 院内の身体的拘束状況のモニタリング
- ⑤ 定期的なカンファレンスの開催（活動評価・身体的拘束の回避・軽減・解除に向けた取り組み）

(2) 部署担当者

各部署の医師、看護師が担う。部署担当者は、身体的拘束最小化チームと協働し、身体的拘束最小化に努める。

【部署担当者の役割・活動内容】

- ① 身体的拘束の適応評価（毎日）の実施状況のモニタリング
- ② 身体的拘束状況のモニタリング・身体的拘束最小化チームへの報告
- ③ 身体的拘束の回避・削減・解除に向けた取り組み

4. 多職種による安全な身体的拘束の実施および解除に向けた活動

患者が身体的拘束を行わざるを得ない状態である要因によっては、患者の病状および全身状態の安定を図ることが安全な身体的拘束の実施、早期解除につながる。各職種で身体的拘束の各々の役割を意識して患者にあたる。

身体的拘束最小化のための指針

制定 2025年5月22日

監修 医療安全対策室

発行者 身体的拘束最小化チーム

発行 埼玉医科大学病院